

2023 年度 奨学生募集のお知らせ



国立長寿医療研究センターでは、将来の国立長寿医療研究センターを担う看護師育成のため、奨学金制度を設けています。

【貸与対象者】

看護系大学・看護専門学校に在籍する学生であって、卒業後国立長寿医療研究センターに常勤職員として勤務することを希望する学生を対象としています。

【奨学生の審査方法】

- ・書類審査、面接審査
- ・奨学生に対して、奨学金貸与決定通知を発行する

【申請期日】

2023 年度募集は 2023 年 3 月 9 日（木）申請書類必着

【申請書類】

- ・奨学生申請書
- ・指定履歴書（ホームページからもダウンロードできます）
- ・成績証明書

【奨学金の額及び貸与機関】

- ・年額 60 万円

【返還免除】

- ・奨学金貸与総額に応じた期間を業務従事した場合、返還免除とする

奨学金貸与総額に応じた業務従事期間	
60 万円	1 年間
120 万円	2 年間
180 万円	3 年間
240 万円	4 年間

※ 業務に従事した 1 年未満の期間返還を免除する期間には該当しないものとする

【貸与方法・及び利息】

- ・学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年 4 月及び 10 月に奨学金の年額の半額を貸与する
- ・奨学金は、無利息で貸与する

【保証人】

- ・一定の職業を持ち、かつ独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない
- ・保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する

【奨学生の取り消し】

- ・奨学生を辞退したとき
- ・看護大学、看護専門学校等を退学したとき
- ・新たな学年に進級できないとき
- ・大学院等に進学など、看護大学等を卒業後引き続きセンター病院の看護師として勤務しないことが明らかとなったとき
- ・奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

【奨学金返還】

- ・上記の理由で（奨学生の取り消し）奨学生の資格を取り消された場合
- ・職員採用試験に不合格になったとき
- ・卒業当年に看護師の免許を取得できないとき
- ・奨学金貸与総額に応じた業務従事期間中、概ね1年6カ月以上の長期に渡り就業が継続できないと見込まれるとき

※ 返還時は院長の指定した日までに一括返還しなければならない

問い合わせ先

国立長寿医療研究センター

看護部長室 副看護部長

電話 0562-46-2311（代表）

メール kango-saiyo@ncgg.go.jp